

計 量 証 明 書

平成27年7月24日

株式会社 美 建 様


 環境計量証明事業登録 兵庫県計証第濃64号
 有限会社 環 研

〒675-0011 兵庫県加古川市野口町北野1297番5

Tel. (079)422-6448

Fax. (079)422-0555

環境計量士(第環2771号)

林 鐵 男

貴依頼による計量結果を次の通り証明します。

試料名 八幡ランドフィル 放流水

採取区分 当社採取

採取日 平成27年7月8日

計 量 の 対 象	計 量 の 結 果	計 量 の 方 法
* 採取時刻	14:40	—
* 水温 (°C)	27	—
アルキル水銀化合物 (mg/L)	不検出	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表2
水銀及びその化合物 (mg/L)	0.00005 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表1
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.0003 未満(定量限界)	JIS K0102-55.3
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-54.3
六価クロム化合物 (mg/L)	0.005 未満(定量限界)	JIS K0102-65.2
砒素及びその化合物 (mg/L)	0.001	JIS K0102-61.3
全シアン (mg/L)	不検出	JIS K0102-38.1, 38.3
PCB (mg/L)	不検出	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表3
トリクロロエチレン (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
ジクロロメタン (mg/L)	0.002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
四塩化炭素 (mg/L)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.0005	JIS K0125-5.2
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.01 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.004 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.1 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.0006 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.005 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表7
チウラム (mg/L)	0.0006 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表4
シマジン (mg/L)	0.0003 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号付表5第1
チオベンカルブ (mg/L)	0.002 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号付表5第1
ベンゼン (個/mL)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
セレン (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-67.3
硼素及びその化合物 (mg/L)	0.07	JIS K0102-47.3
弗素及びその化合物 (mg/L)	0.13	JIS K0102-34.1
亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量 (mg/L)	1.0	JIS K0102-43.2.1
塩化ビニルモノマー (mg/L)	0.0002 未満(定量限界)	平成9年環境庁告示第10号付表

備考:

(*印の項目は、計量法第107条の対象外です。)

計 量 証 明 書

平成27年10月7日

株式会社 美 建 様



環境計量証明事業登録 兵庫県計証第濃64号
 有限会社 環 研
 〒675-0011 兵庫県加古川市野口町北野1297番5
 Tel. (079)422-6448
 Fax. (079)422-0555
 環境計量士(第環2771号) 林 鐵 男

貴依頼による計量結果を次の通り証明します。

試料名 八幡ランドフィル 地下水観測孔下流
 採取区分 当社採取

採取日 平成27年9月18日

計 量 の 対 象	計 量 の 結 果	計 量 の 方 法
* 採取時刻	10:45	—
* 水温 (°C)	18	—
アルキル水銀化合物 (mg/L)	不検出	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表2
水銀及びその化合物 (mg/L)	0.00005 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表1
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.0003 未満(定量限界)	JIS K0102-55.3
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.006	JIS K0102-54.3
六価クロム化合物 (mg/L)	0.005 未満(定量限界)	JIS K0102-65.2
砒素及びその化合物 (mg/L)	0.003	JIS K0102-61.3
全シアン (mg/L)	不検出	JIS K0102-38.1, 38.3
PCB (mg/L)	不検出	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表3
トリクロロエチレン (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
ジクロロメタン (mg/L)	0.002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
四塩化炭素 (mg/L)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.0004 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.01 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.004 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.1 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.0006 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
チウラム (mg/L)	0.0006 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表4
シマジン (mg/L)	0.0003 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号付表5第1
チオベンカルブ (mg/L)	0.002 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号付表5第1
ベンゼン (個/mL)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
セレン (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-67.3
亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量 (mg/L)	2.2	JIS K0102-43.2.1
備考:	(*印の項目は、計量法第107条の対象外です。)	

計 量 証 明 書

平成27年10月22日

株式会社 美 建 様



環境計量証明事業登録 兵庫県計証第濃64号
 有限会社 環 研
 〒675-0011 兵庫県加古川市野口町北野1297番5
 Tel. (079) 422-6448
 Fax. (079) 422-0555
 環境計量士(第環2771号) 林 鐵 男

貴依頼による計量結果を次の通り証明します。

試料名 八幡ランドフィル 地下水観測孔上流
 採取区分 当社採取

採取日 平成27年10月9日

計 量 の 対 象	計 量 の 結 果	計 量 の 方 法
* 水温 (°C)	22	
アルキル水銀化合物 (mg/L)	不検出	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表2
水銀及びその化合物 (mg/L)	0.00005 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表1
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.0003 未満(定量限界)	JIS K0102-55.3
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.004	JIS K0102-54.3
六価クロム化合物 (mg/L)	0.005 未満(定量限界)	JIS K0102-65.2
砒素及びその化合物 (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-61.3
全シアン (mg/L)	不検出	JIS K0102-38.1, 38.3
PCB (mg/L)	不検出	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表3
トリクロロエチレン (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
ジクロロメタン (mg/L)	0.002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
四塩化炭素 (mg/L)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.0004 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.01 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.004 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.1 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.0006 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
チウラム (mg/L)	0.0006 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表4
シマジン (mg/L)	0.0003 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号付表5第1
チオベンカルブ (mg/L)	0.002 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号付表5第1
ベンゼン (個/mL)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
セレン (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-67.3
亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量 (mg/L)	1.2	JIS K0102-43.2.1

備考:

(*印の項目は、計量法第107条の対象外です。)

平成 28 年 8 月 5 日、東播磨県民局よりご指摘のあった、公表漏れの水質分析表をここに公開しております。

安定型処分場 公表する維持管理の好況に関する情報

【イ】 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量			
H28年 8月	取扱品目	単位	数量
		がれき類	m3
	ゴムくず	m3	0.0
	ガラス陶磁器くず	m3	253.0
	廃プラスチック類	m3	9.0
	鉄くず	m3	0.0

【ロ】 擁壁の点検に関する次に掲げる事項		
[1] 当該点検を行った年月日及びその結果	H28年8月5日	良好
[2] 当該点検の結果、擁壁が破損するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	無	無

【ハ】 残余容量の測定を行った年月日及びその結果	H27年7月31日	135,000.05 m3
--------------------------	-----------	------------------

【二】 展開検査に関する次に掲げる事項	
[1] 当該検査の各月ごとの実施回数	320 回 (品目別)
[2] 当該検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	無

【ホ】 水質検査に関する次に掲げる事項	
[1] 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所	別紙 平面図に明示
[2] 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	別紙 計量証明書
[3] 当該水質検査の得られた年月日	
[4] 当該水質検査の結果	

【ハ】 水質悪化時における生活環境の保全上必要な措置に関する次に掲げる事項	
[1] 当該措置を講じた年月日	無
[2] 当該措置の内容	無

計 量 証 明 書

平成28年9月5日

株式会社 美 建
八幡ランドフィル 様



環境計量証明事業登録 兵庫県計証第濃64号

有限会社 環 研

〒675-0011 兵庫県加古川市野口町北野1297番5

Tel. (079)422-6448

Fax. (079)422-0555

環境計量士(第環2771号) 林 鐵 男

貴依頼による計量結果を次の通り証明します。

試料名 浸透水

採取区分 貴採取

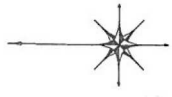
採取日 平成28年8月23日

計 量 の 対 象	計 量 の 結 果	基 準 値	計 量 の 方 法
* 採取時刻	8:55	—	—
* 水温 (°C)	24	—	—
化学的酸素要求量(COD) (mg/L)	4.8	40	JIS K0102-17
生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/L)	2	20	JIS K0102-21, 32.3
水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 未満 (定量限界)	0.0005	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表3
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.0003 未満 (定量限界)	0.003	JIS K0102-55.3
	以下余白		

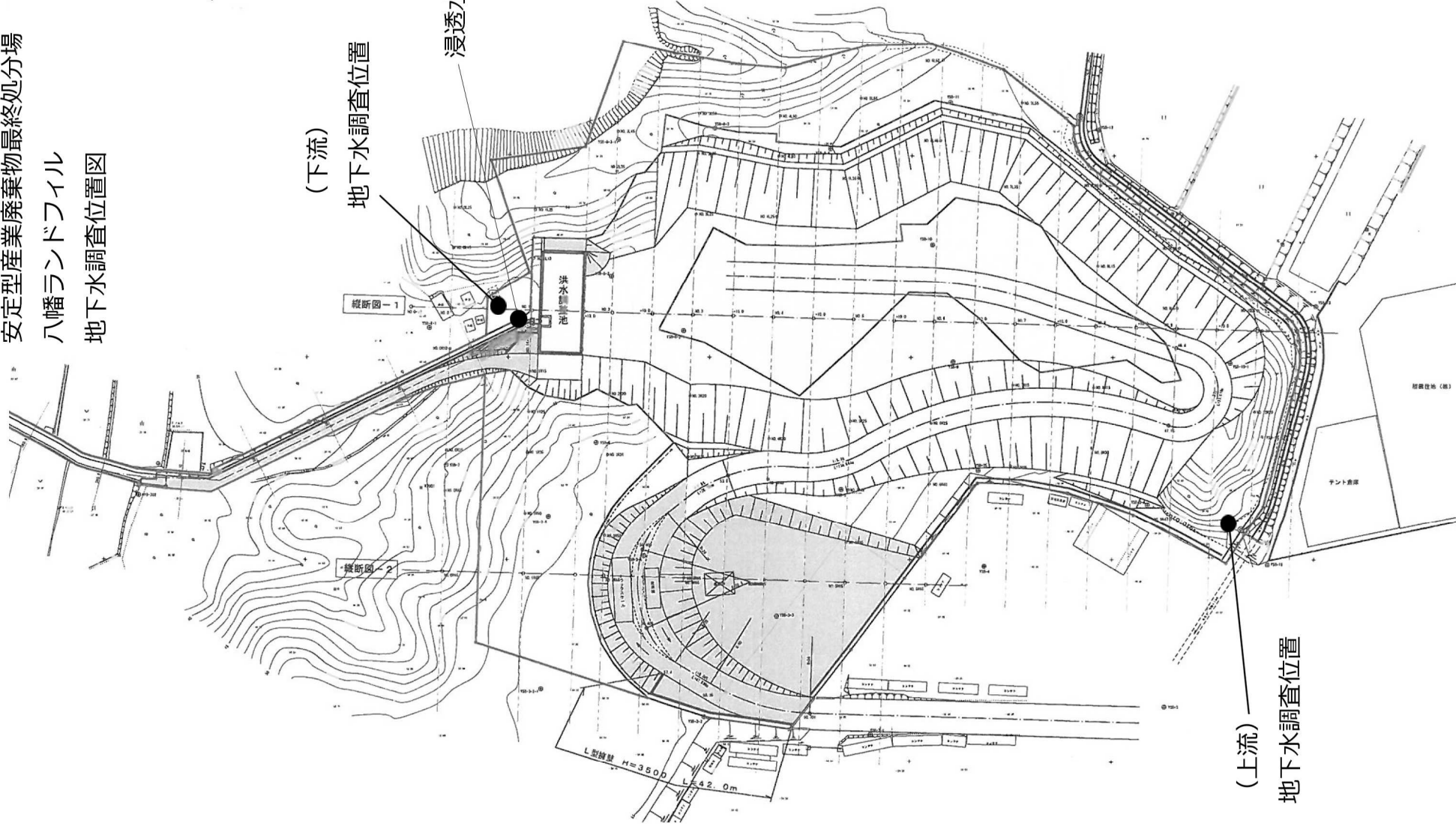
備考:
○8月採取分

(*印の項目は、計量法第107条の対象外です。)

安定型産業廃棄物最終処分場
八幡ランドファイル
地下水調査位置図



(下流)
地下水調査位置
浸透水調査位置



(上流)
地下水調査位置

計 量 証 明 書

平成28年9月7日

株式会社 美 建 様



環境計量証明事業登録 兵庫県計証第濃64号
 有限会社 環 研
 〒675-0011 兵庫県加古川市野口町北野1297番5
 Tel. (079)422-6448
 Fax. (079)422-0555
 環境計量士(第環2771号) 林 鐵 男

貴依頼による計量結果を次の通り証明します。

試料名 八幡ランドフィル 地下水観測孔上流
 採取区分 当社採取

採取日 平成28年8月24日

計 量 の 対 象	計 量 の 結 果	計 量 の 方 法
*採取時刻	10:50	—
*水温 (°C)	26	—
アルキル水銀化合物 (mg/L)	不検出	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表2
水銀及びその化合物 (mg/L)	0.00005 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表1
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.0003 未満(定量限界)	JIS K0102-55.3
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.001	JIS K0102-54.3
六価クロム化合物 (mg/L)	0.005 未満(定量限界)	JIS K0102-65.2
砒素及びその化合物 (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-61.3
全シアン (mg/L)	不検出	JIS K0102-38.1, 38.3
PCB (mg/L)	不検出	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表3
トリクロロエチレン (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
ジクロロメタン (mg/L)	0.002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
四塩化炭素 (mg/L)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.01 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.004 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.1 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.0006 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.005 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表7
チウラム (mg/L)	0.0036	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表4
シマジン (mg/L)	0.0003 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号付表5第1
チオベンカルブ (mg/L)	0.002 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号付表5第1
ベンゼン (個/mL)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-67.3
塩化ビニルモノマー (mg/L)	0.0002 未満(定量限界)	平成9年環境庁告示第10号付表
備考:	(*印の項目は、計量法第107条の対象外です。)	

計 量 証 明 書

平成28年9月7日

株式会社 美 建 様



環境計量証明事業登録 兵庫県計証第濃64号
 有限会社 環 研
 〒675-0011 兵庫県加古川市野口町北野1297番5
 Tel. (079) 422-6448
 Fax. (079) 422-0555
 環境計量士(第環2771号) 林 鐵 男

貴依頼による計量結果を次の通り証明します。

試料名 八幡ランドフィル 地下水観測孔下流
 採取区分 当社採取

採取日 平成28年8月24日

計 量 の 対 象	計 量 の 結 果	計 量 の 方 法
* 採取時刻	10:20	—
* 水温 (°C)	19	—
アルキル水銀化合物 (mg/L)	不検出	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表2
水銀及びその化合物 (mg/L)	0.00005 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表1
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.0003 未満(定量限界)	JIS K0102-55.3
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.009	JIS K0102-54.3
六価クロム化合物 (mg/L)	0.005 未満(定量限界)	JIS K0102-65.2
砒素及びその化合物 (mg/L)	0.001	JIS K0102-61.3
全シアン (mg/L)	不検出	JIS K0102-38.1, 38.3
PCB (mg/L)	不検出	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表3
トリクロロエチレン (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
ジクロロメタン (mg/L)	0.002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
四塩化炭素 (mg/L)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.01 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.004 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.1 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.0006 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.005 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表7
チウラム (mg/L)	0.0006 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表4
シマジン (mg/L)	0.0003 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号付表5第1
チオベンカルブ (mg/L)	0.002 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号付表5第1
ベンゼン (個/mL)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-67.3
塩化ビニルモノマー (mg/L)	0.0002 未満(定量限界)	平成9年環境庁告示第10号付表
備考:	(*印の項目は、計量法第107条の対象外です。)	

計 量 証 明 書

平成28年9月7日

株式会社 美 建 様



環境計量証明事業登録 兵庫県計証第濃64号
 有限会社 環 研
 〒675-0011 兵庫県加古川市野口町北野1297番5
 Tel. (079) 422-6448
 Fax. (079) 422-0555
 環境計量士(第環2771号) 林 鐵 男

貴依頼による計量結果を次の通り証明します。

試料名 八幡ランドフィル 放流水
 採取区分 当社採取

採取日 平成28年8月24日

計 量 の 対 象	計 量 の 結 果	計 量 の 方 法
* 採取時刻	10:30	—
* 水温 (°C)	27	—
アルキル水銀化合物 (mg/L)	不検出	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表2
水銀及びその化合物 (mg/L)	0.00005 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表1
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.0003 未満(定量限界)	JIS K0102-55.3
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-54.3
六価クロム化合物 (mg/L)	0.005 未満(定量限界)	JIS K0102-65.2
砒素及びその化合物 (mg/L)	0.002	JIS K0102-61.3
全シアン (mg/L)	不検出	JIS K0102-38.1, 38.3
PCB (mg/L)	不検出	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表3
トリクロロエチレン (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
ジクロロメタン (mg/L)	0.002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
四塩化炭素 (mg/L)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.0013	JIS K0125-5.2
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.01 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.004 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.1 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.0006 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.005 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表7
チウラム (mg/L)	0.0006 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表4
シマジン (mg/L)	0.0003 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号付表5第1
チオベンカルブ (mg/L)	0.002 未満(定量限界)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号付表5第1
ベンゼン (個/ml)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-67.3
塩化ビニルモノマー (mg/L)	0.0003	平成9年環境庁告示第10号付表
備考:	(*印の項目は、計量法第107条の対象外です。)	